

三番瀬再生計画（基本計画）（案）に対する意見

No	意見の全文
1	<p>三番瀬再生計画に係る件</p> <p>三番瀬再生計画に反対です。理由は高潮や津波等の自然災害にこの計画では背後地の安全が保証されていません。周辺既存埋立地区堤防に対し、三番瀬は地勢的に凹の部分となり、前述の災害時、周辺地区高堤防にさえぎられた水勢を一手に引き受ける形となり、その皺寄せを平均海拔0.4mの行徳地区が受ける事になります。これ等に対する配慮が全く不明であります。</p> <p>唯一、埋立が残っている地区故に保存しようとする自然派の方々の主張は一見良い行為に見えますが、野鳥や干潟の生物と既にその後背地に住む多くの人間の命と、どちらが大切なのか、議論されたのか疑問です。</p> <p>以上、あくまで三番瀬の自然を守るなら、その背後地に住む人々の安全とバランスの上に立ち、進められる事を切望致します。</p> <p>近い将来、益々温暖化現象で海面が上昇する事が問題になっている時に本計画はあまりにも先見性が無い様に考えます。</p>
2	<p>拝見させていただきました。</p> <p>三番瀬は出来る限り自然のままを維持できれば一番良いと思います。</p> <p>東京湾でも貴重な場所だと思いますのでよろしくおねがいします。</p>
3	<p>三番瀬再生計画（意見）</p> <p>海水の浄化： 海水が汚れていると三番瀬にかかわる全ての生物に影響。最近のアオコの大量発生や飛来する中型の水鳥の群などの量とそのフン害で海は汚れ、海の中の生物は汚染され、病気の生物や遺伝子を持つ。（人間でいえばエイズや肝炎、鳥インフルエンザのチェックなど）すめる条件をよくしなければならない。</p> <p>大変難しいのは環境を変えずによくしなければならないことにある。（気づいた時期が遅く、様々な意見に惑わされる）</p> <p>浄化への努力ほか：海水浄化装置のチェック、沖より冷たくきれいな海水をよびこむ、低木で海水浄化能力があり、温暖化に対応する木陰を増やす。</p> <p>汚泥でタイルや陶製品をつくり、汚泥・アオコ類の肥料でハーブの栽培、愛好者（ハーブ）に配布。別の関心のある人にも三番瀬の収穫物を通じて宣伝する。（通販又は、インターネットを利用し、収益をあげる。）</p>

4	<p>簡潔に書きます。</p> <p>三番瀬再生計画には反対です。</p> <p>理由 財政が苦しいため、そこに税金を投入している時期ではないと思うからです。緊急事態の千葉県としては、公共事業について、必要か否か、ではなく今すぐに入り用か否かが判断の尺度ではないでしょうか。</p> <p>その観点から言うと、「今すぐに三番瀬再生は必要ない」ということになるのです。</p>
5	<p>三番瀬の再生については、「汽水的環境」など意味が良く分からない言葉がでてくるが、用語の解説をして欲しい。また再生のために幾ら掛かるのかを明確にして、議論すべきだと思います。財政破綻状況の千葉県には負担できない額では計画の実効性が疑われます。周辺の市民や県民は何処まで負担できるのか明確にして議論すべきです。</p> <p>干潟・浅瀬の再生、汽水域の回復、青潮の解消のため航路の埋め戻し、浚渫窪地の埋め戻し等巨額の費用が必要となるとと思いますが、費用負担は第三者が行うという前提で計画が作られてしまったのでは無いでしょうか。</p>
6	<p>三番瀬干潟は、初めて知りました。</p> <p>行った事も無いのでどんな所か知りませんが、大事な事は、江戸時代からの有数の海産物の産地であったと言う事です。大部分は、工場等で汚染されている現在、是非大事に残して欲しいと思います。</p> <p>一般の人達は、貝を始め、殆ど、魚介類は輸入されたものが、お店に並んでそれを止むを得ず買っています。</p> <p>是非、江戸時代からの重要な海産物の穴場を、保護して下さい。</p>
7	<p>三番瀬が問題化されて相当の月日経っているが、やっと再生計画が提示されて諸施策が策定されたが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、生態系の保存と再生 2、漁業関係者の問題 3、工場廃水等周辺からの流入等々 4、道路建設と埋め立て問題 5、その他 <p>以上の早期実現が早急に実施されなければ「掛け声だけに」になってしまうので千葉県の大事な自然として三番瀬は看板でもあると思われるので、地域としては些少であるが、例えば「世界遺産としての」登録とでもしなければ、本当に保護と再生が進展しないのではと危惧するものである。</p>
8	<p>私も地球環境をダメにしているのが、現在いる私たちが原因であることは確かだと思います。やはり、私たちが責任を持たないとダメだと思います。</p> <p>他の地域でもあるように、湾に流れ込んでくる川に注目している点は非常に良いと思います。</p> <p>しかし、同時に地域環境の整備も実施しないとイケないと思います。</p>

	<p>特に現在漁業の分野で期待されている「養殖栽培」ですが、これは産業だけではなく、自然回復の為には実施すべきことだと思います。</p> <p>ですので、現在の施行と同時にテトラポットの設置等の実施も見習って実施したほうが得策だと思います。</p>
9	<p>私の数少ない海外旅行経験で、東京湾のような汚れを見たことが無く、とても恥ずかしい事だと思います。すでに議論されていて、改めて言う事でも無いと思いますが、三番瀬再生は望ましい事であり大事なことだと認識しています。</p> <p>されど可能な事でしょうか、干潟などがこの様になったのは、東京湾に注いでいるそれぞれの河川に依るものであり、皆様もご存知のとおりだと思います。</p> <p>ですから、三番瀬再生には河川の流域に関係する自治体や住民方の協力と、支援が無ければ進展出来ない事案の様に思います。千葉県内の力で巨額を投じれば成すと言うものは無く、他都県の確実な協力と支援が有ってこそ前進すると思います。</p> <p>他都県の協力や支援を求めながら、とりあえず千葉県が先行着手するとして、千葉県に財政のゆとりが有るのでしょうか、谷津干潟的にならば等とされても、無理が見えている様に感じます。故に三番瀬再生よりも、東京湾再生を考えた方が、達成速度が速いと思います。</p>
10	<p>こんな遠大な、環境と、自然保護に多費用の開発管理事業が今の千葉県財政で、本当に、必要なのか疑問だ。一部マニアと、一部地域住民に利する事業が、県民のコンセンサスが得られるのか？</p> <p>結果無駄が無いのか、現況維持で何故不可なのか、充分検討を要する。</p> <p>この事業の予算開示は言に及ばず、年度毎決算の開示義務条項が必要。</p> <p>管理者違反行為と利用者違反行為には、条例で有料、有罰の規定が不可欠。</p>
11	<p>高校時代に釣りに行った海辺であって欲しい。回復可能と思います。</p> <p>基本計画は読ませて頂きましたが、意見と言うよりも願望です。</p> <p>(補足)</p> <p>船橋三番瀬海浜公園には良く行きます(海老川河口も含む)</p> <p>最近の釣りでは「はぜ」がつかれます。</p> <p>12年前は「セイゴ」が釣れましたが今は釣れません。</p> <p>(転勤の為6年間と釣りをしない期間3年の様子は不明)</p> <p>今の海、海水はきれいになったと思います。自然の回復力での浄化を期待したいです。</p> <p>船橋三番瀬海浜公園の瀬でアサリを採らせてもらっています。</p> <p>泳いでいる魚は「ぼら」「エイ」「渡り蟹」「かわいい」「はぜ」が見れました。夫婦二人で食する2回分くらいのアサリですが、購入するのと違い楽しく思います。</p> <p>規制・罰則には反対ですが、マナーにも問題があると思います。</p>
12	<p>千葉県総合企画部企画調整課三番瀬再生室が担当する「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(案)」は、千葉県の一地区を計画区域と定め自然、生物、生態系の自然環境などの再</p>

	<p>生に取り組んでいる。又、同企画調整課計画室が担当する千葉県の全体像を見据えながら取り組んでいる「ちば2005年アクションプラン(案)」は、県政の最重点施策として戦略的プロジェクト6項目又重点施策として戦術的事業計画32項目を策定し、そのなかの[施策22]では、三番瀬再生計画を順応的管理に留意しながら施策展開を検討している。</p> <p>従って、この件については、三番瀬再生推進室と計画室の2室で政策立案をしていることを勘案すると、県庁行政組織図において両室の所掌に抵触しなければ「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(案)」を「ちば2005年アクションプラン(案)」に含めることで、基本姿勢を視野に入れながら[施策22]で施策展開を検討し時代のニーズに対応した再生を推進していくことが、経済の低成長下時代にふさわしい姿勢かと思えます。</p> <p>以上</p>
13	<p>基本計画(案)について、特に「第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策」を興味深く読ませていただきました。ひとつ気になったのが、第2節の4行目では「干潟環境」、下から2行目では「干潟的環境」と記載され、第4節の4行目では「干潟的環境」と記載されていることです。使いわけに意味があるのかもしれませんが、一般にわかりにくいので統一できるものなら統一した方がよいと思います。</p>
14	<p>三番瀬再生計画案について各章ごとに下記の通り意見を述べたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針</p> <p>「自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて・・・順応的管理の原則に立って三番瀬の自然再生に取り組めます。」</p> <p>*ここにはっきりと謳われている通り、三番瀬の自然再生は第一義的には自然の回復力に委ねるべきである。</p> <p>しかるに、再生会議や護岸検討委員会、さらには市川市では大規模な護岸・人工海浜の造成が声高に叫ばれているのはどうしたことであろうか？</p> <p>各会議とも上の基本方針に照応した論議に立ち返り、三番瀬に与えている各種の負荷(流入河川水の汚染・青潮の恒常的発生など)をいかにして除去していくかを論議すべきである。</p> <p>市川市や各委員会が提案しているような大規模な護岸や人工砂浜を造成するなどは「自然の回復力をサポートする・・・」というには、その規模と内容から見て、余りにも無謀かつ非科学的というほかはない。</p> <p>また、護岸と人工砂浜が自然に与える影響について、全国の事例をじっくり検証し、全委員の見学などを交えて、万全の確信を得た上でなければ安易に着手すべきではない。</p> <p>この点、一部委員の意見にひきづられるかたちで具体的イメージが着々と出来上がりつつある現状は極めて異常である。</p> <p>第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策</p>

「海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復・・・・・・・・生物多様性の回復を図ることが重要です。」

第3章 三番瀬再生の推進方法

「事業計画は円卓会議の再生計画案を踏まえて策定する。」

*市川市が発表した「塩浜地区まちづくり基本計画案」によれば、塩浜地区の現在の護岸の前面約30メートルを埋め立てて「三番瀬と人とのふれあい空間・プロムナード」をつくる。(遊歩道・サイクリングロード・テラス・休憩の場・植栽・護岸管理用道路などが主な内容。)

さらにその前面には大規模な人工干潟を造る。目的は「三番瀬の原風景の再生と塩害防止」という。

「円卓会議」および「再生会議」の再生計画案「海域をこれ以上狭めない・・・・」を完全に無視したこのような計画案が堂々と市議会に提案されているが、かかる市川市に対し、県が完全に放任しているばかりか、逆に現地の市川市の意向を尊重しながら、具体的計画を作り上げたいと随所で発言(堂本知事)しているのはまことに驚くほかはない。

また、県および各委員会において「人工海浜」は埋め立てではないと詭弁を弄している向きが見受けられるが、建造物を上に造成する場合のみを埋め立てとする強弁は小学生でも納得し得ないことを知らねばならない。

「これ以上海域を狭めない」を原則どおり遵守し、「猫実川における湿地・干出域の再生」「行徳湿地と三番瀬とを開渠で結ぶ」(円卓会議アクションプラン)などについても具体化に向けて議論を展開すべきである。

15

東京湾の再生につながる広域的取組(第2章第12節)

以前の三番瀬再生検討会議(円卓会議)では、広域的取組の必要性があまり主張されていなかったが、今回の再生計画(2005年)では特に強調されています。賛意を表します。

最近、いろいろな資料をみていて、東京湾周辺自治体が積極的に東京湾再生に取り組んでいることを知りましたので、記させていただきます。

(1) 東京都では、東京湾の富栄養化の防止を目的として「環境確保条例」によって窒素・リンの規制が強化されつつあります。

(対象 下水処理場)

単位：ppm

	窒素	リン
現在	50	4.5
平成20年から	30	3.0

リンの規制 3.0 ppm は、それなりの対応技術を必要とするもので、自治体の下水関係者は鋭意、本件を研究しています。

(2) 第5次水質総量規制

東京湾・伊勢湾・瀬戸内海のいわゆる三大湾の閉鎖性水域の富栄養化防止のため、下水の高度処理を推進するというものです。

東京湾については(対象地域)

埼玉県 面積の90%くらい

東京都 " 85% "

神奈川県 " 20% "

千葉県 " 40% "

東京都の「環境確保条例」は第5次水質総量規制を受けてのものと推測されます。

16 「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(案)」について

下記URLに掲載の案は、環境省の「生物多様性国家戦略」の丸写しに、三番瀬などの文字を差し替えただけの記事であります。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_soukei/sanbanze/public/170801/pubcome.html

堂本知事は初就任以来5年目、今さら、千葉県独自の基本計画作成案を県民から求めるのは三番瀬再生・保全に関する推進力はスクリューが壊れた船同様に遅過ぎ。

現時点であれば、抽象的な・・・を目指します、だけではすなく、県・市・NPOは三番瀬再生・保全のために行った実績が具体的にこうにあります。

また、具体的に・・・この先、いつ、何を、どのように再生・保全してゆきたい、それについて県民はどう思うか、と意見を求めて欲しかった。

未だに、三番瀬再生・保全は円卓会議ばかりで、それらの実績はない。

北海道の女性知事は、若くして知床半島を自然世界遺産に登録完了をやってのけた。

一方千葉県では三番瀬をラムサール条約に登録しよう、とする考えはあるようだが、そのラムサール条約登録計画地・三番瀬で、人が連れ込んだ犬がシギ・チドリ等の野鳥を追い回している事実が現在も継続している。

私は船橋市役所に対し「三番瀬に面している船橋海浜公園は、渡り鳥の中継地であることから、犬・猫などを連れ込み禁止の注意看板設置を依頼した」。

ところが、同市の対応は「犬は人を噛まない」で、「犬の放し飼い禁止」の注意看板の設置であった。

市に対して「連れ込み禁止」でない不満は残ったが一步前進した、と私は思った。

<http://www3.famille.ne.jp/~ochi/higata-h.html>

犬が駆け回り、ハマシギを追い回し、ハマシギが脅え、群れが一斉に飛び立った。

その直後、千葉県外から三番瀬に野鳥を観察に来た人たちは、ガッカリしていた。

三番瀬に来た人たちは、千葉県と船橋市の行政にガッカリしたのかも知れない。
その状況がラムサール条約登録・・・云々の最適地だろうか。

渡り鳥の中継地などに犬が侵入することは、広い意味で外来種・移入種が野鳥の生態系を乱していることと同じ訳。

それにも関わらず、県も市もNPOも積極的に何の改善もせず、ラムサール条約に三番瀬を登録しようとしているのはなぜ???

まずは、今直ちにできる「三番瀬にペットの込み禁止」注意看板を設置すべきである。三番瀬を教育・野鳥観察の場に・・・云々は、犬が駆け回る事実から矛盾。

千葉県外の都県では、何年も前から「公園に犬等連れ込み禁止」である。

私はよく地方へ生物観察に行く。その県・市・町で生物保護区の条例を設けている。例えば青森県八戸市鮫町の条例もある。千葉県では習志野市、行徳ぐらい。

他県は、水面下の保護・規制と水面上の保護・規制がキチンと定められている。

堂本知事殿、各市町長殿、「公園に犬を連れ込むな」の注意看板設置する方が、何年も三番瀬の再生・保全の円卓会議するより保全の即効性がある。

野鳥を脅かす環境を放置したままでは、渡り鳥保護法に反する国際問題である。

ラムサール条約登録について、谷津干潟の保護方法を、2005年内に三番瀬も採り入れる。あるいは谷津と合併できる環境条件を2005年内に三番瀬でも適用すること。

大きい目標をもつ再生・保全は大切、それよりも大切な保全は今の危機を直ちに回避することである。

「ペットの連れ込み禁止」と、「・・・の保護区の条例」を2005年内に制定。

もう一つは、絶滅危惧種・リトルターン（コアジサシ）の人工営巣地を造る。

コアジサシは絶滅危惧種の鳥で、日本で繁殖していますが、個体数が減少。

そこで、船橋海浜公園に、例えば、砂利を100メートル四方敷きつめる。

そこへ彼らの雛がカラスなどに捕食されないように煉瓦等のシューターを置き、彼らが安全に営巣できる場所をつくることによって、三番瀬でコアジサシ保護の一環になる、と私は考えております。

それを観察する大人・子供たちには、最も自然を学べる場となる、と確信しております。

その場所は、三番瀬ふなばし海浜公園の砂地、あるいは習志野寄り（東側）にコアジサシ営巣地をつくっては・・・これが私の案です。

東京都では、リトルターン・プロジェクトが屋上でコアジサシの増殖に成功しています。

以上、述べましたが、知事殿 市長殿、NPO 殿、三番瀬がラムサール条約に登録される

	<p>まで、犬が駆け回る環境を放置しよう、とお考えですか。私にはそれを放置しているとしか考えられない。</p> <p>正直に申しますと、他の都道府県が行っている環境保護を見聞きし、千葉県のその進行速度が遅いことに、歯がゆく感じております。</p> <p>三番瀬の再生・保全実績効果が世界で見直されるほどの成果があることを、私は願っております。</p>
17	<p>提示されている文書を熟読する時間もないが以下の疑問を感じております。</p> <p>1. ”再生”の疑問</p> <p>東京湾の海岸は既に 90%方埋め立てられていると書いてある。</p> <p>このように周囲の環境が激変している中で三番ヶ瀬を”再生”するとは如何なることなのか。極く自然に考えれば無理なのではないか。</p> <p>100 歩譲っても現在そこにある自然（？）にできるだけ調和させて”保存”または”維持”すると言うのがあるべき方向ではないか。</p> <p>”再生”は誤解の元である。計画の名称を変えるべきではないか。</p> <p>2. ”費用”の疑問</p> <p>このプロジェクトにはどの位金がかかるものなのか。</p> <p>どんなに良い事でもない袖は振れないのではないか。</p> <p>費用の程度については素人で予想もつかないが、例えば年間 1000 万円のシーリングでやれるのか？</p> <p>何れにせよプロジェクト期間中（10 年？）費用のシーリングを設定し、その中でできることをやるべきではないか。</p> <p>環境案件と言えれば行け行けどんどん、金に糸目をつけない。</p> <p>これではバブルの時と変わらない。矢印の方向が少し違うだけだ。</p> <p>納税者はたまったものではない。</p> <p>3. 全体施政中での位置付け</p> <p>本件関係者は大変努力して進めているのであろうと推察するが時々は広く周囲にも目を凝らし、情勢の変化に柔軟に対応して自らの活動を調整するよう希望する。</p> <p>千葉県には都心回帰による過疎化、社会の高齢化、若年層の就学就業、子供が生まれなどなど、鳥、魚、小蟹などの前に生きている人間に関する問題が沢山あるようにおもわが。。。。。</p> <p>限られた資金の用途の優先順位を間違えないように希望します。 以上</p>
18	<p>お世話様です。以下、2・3 意見を述べます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>第 1 章 2 節 海と陸との連続性の回復</p> <p>「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則に立って」のところを「現在残って</p>

	<p>いる砂質・泥質干潟・浅海域は保全するという原則に立って」にしてください。</p> <p>理由 猫実川河口の泥質干潟の豊かな生態系にふれてほしいのです。 一旦破壊してしまったら再生は出来ないのです。 * - 砂質干潟とは異なり、泥質干潟の再生技術は技術的知見がない状況 ー 国土交通省港湾局環境整備計画室「有明海実施設計調査」より</p> <p>第2章7節 海や浜辺の利用</p> <p>「現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園前での潮干狩りを除けば人は海とふれあいに くなくなっています」とありますが、その後「いろいろな楽しみ方があるでしょう」と 加筆してください</p> <p>理由 海や浜辺の利用とは、海に直接おりることばかりでないと思います。 塩浜2.3丁目は護岸下は深く直接おりことは出来ません。 しかし、深くなっていることにより、釣りを楽しんでいる方を多く見かけます。 また、海を見るという楽しみ方もあるわけです。狭い三番瀬の中にいろいろな 利用が望まれます。人々が安全に「海」を楽しむことが第一義かと思ひます。</p> <p>第3章2節 推進体制</p> <p>現在行われている漁場再生検討委員会、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会では、人工干 潟造成などという言葉がとびかっています。 2年間、円卓会議で真摯に検討されてきたことが無視されないように。 ここに書かれているように基本計画との整合性をもって望んで頂きたい。 以上</p>
19	<p>「三番瀬再生計画(基本計画)(案)」に対する意見</p> <p>平成17年8月1日付けで意見募集が行われましたこのことにつきまして、下記のとおり 意見を述べます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>このたび公表されました「三番瀬再生計画(基本計画)(案)」は、これまでの三番瀬再生 計画検討会議及び三番瀬再生会議等の各委員並びに関係各位のご努力により、当初提起さ れた多くの課題に対し的確な判断がなされ、三番瀬の再生・保全に向けた基本的な理念や 目標などが明確に示されているものと高く評価いたします。</p> <p>三番瀬の再生・保全においては、この「三番瀬再生計画(基本計画)(案)」(以下基本計画 と呼ぶ)の第2章第4節(19頁)に、「海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・ 底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の軽減による水質改善等を進め、生物多様性の回 復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。」と述べられていますように、基本原 則として、これ以上海域を狭めないことが重要となります。</p> <p>しかし、「海域をこれ以上狭めないことを原則」とするこの基本計画を無視して、一部 のNPOや自治体などでは、現在の海域を土砂で埋めて人工海浜や人工干潟を造成するこ</p>

	<p>とを提唱しています。</p> <p>今後はこの基本計画に基づき事業計画が策定されることとなりますが、三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業に対しては、第3章第2節(35頁)で、「千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。」と述べられていますように、たとえ三番瀬再生計画の一つの事業として提起されたものであっても、この基本計画に示された事項にそぐわない事業が行われることのないよう、県の責任において、尊厳を持って指導され対処されますことを強く要望いたします。</p> <p>そして、三番瀬の環境を再生・保全し、誇りを持って次世代へと引き継いでいくことができますように、基本計画同様、事業計画においても、実効性のある計画が策定されますようご尽力願います。</p>
20	<p>立派な計画案作成に敬意を表します、有難うございます。</p> <p><意見></p> <p>*計画案では、推進したい範囲はわかりませんが、再生終了はいつ頃を目指すのか、或いは何年間位で実施すべきなのか不明です。</p> <p>難しいでしょうが、ビックプロジェクトですから凡その試算があると良いですね。</p>
21	<p>「三番瀬再生計画(基本計画)(案)」に対する意見書</p> <p>標記に関し、以下の通りご意見させていただきます。</p> <p>地球規模で見れば、人間の行動も、自然であると言えます。人間だけが特別な存在ではないからです。長い地球の歴史の中で、種々環境が変化していく内に、たまたま、人類が誕生し、進化の過程で大きな繁栄を遂げた結果、他の生態系に大きな影響を与えることになってきました。しかし、それも自然の成り行きであり、過去に、大型動植物が繁栄し過ぎた(それだけの原因ではないが)結果、その大半が絶滅した歴史(恐竜時代)と照らし合わせても、今だけが特別なものではないと言えます。</p> <p>と言う風に考えると、小さな人間の力で、一度破壊した自然を再生しようなどと、無駄な努力をする必要もない、成り行きに任せておけばよい、それこそが自然なのだ、と言う理論も成り立つと思います。それに、人間の存在如何に係わらず、自然環境は変化しつつあり、地球の歴史レベルで見れば、実に多くの種の誕生と絶滅を繰り返していることを考えれば、どの状態にするのが本当の再生と言えるのか、甚だ不明瞭です。一度絶滅した種の再生までは出来ません。</p>

	<p>しかし、恐竜時代と異なるのは、人類が科学の力を利用していることです。そのために、人類の存在を除いた自然界での変化に比べ、はるかに短期間に大量の有害物質を排出するようになりました。</p> <p>三番瀬を再生するためには、それら有害排出物をなくするだけで十分です。それ以上、何も手を加える必要はありません。後は、自然の回復力を待つしかないと思います。</p> <p>ただし、今すぐ有害排出物をなくすと言うことは、現状の人間活動を停止することに繋がりが、およそ不可能です。となれば、種々取り組まれている環境対策を一層強力に推進していくしか、解決の道はないのではないのでしょうか。</p> <p>三番瀬には、モニタリング機能としての役割を持たせるだけで、それ以外には一切人間の手を加えないと言うことにすべきだと思います。地球規模での環境変化に対し、三番瀬だけを一時期の状態で維持し続けると言うのは無理です。三番瀬のためだけに、多額な費用を投じ続けることにならないように願います。</p> <p>三番瀬が、愚かな人間活動を象徴する場として、全人類の反省材料の一つになることを望みます。</p>
22	<p>三番瀬再生計画案について</p> <p>P 1 7 漁場の生産力の回復</p> <p>1 9 6 0 年代には干潟の多くが残っており、(千葉県)漁業者も現在の8倍いる。この年代を目標にするには無理がある。ハマグリ、アオギス、シラウオを目標にするには、90%も干潟が失われた現在、無理がある。</p> <p>P 1 8 の表に漁業者数のグラフを加えてほしい。</p> <p>P 1 9 「海域をこれ以上狭めないを原則」是非、守ってほしい。</p> <p>P 2 1 護岸は、上記を踏まえて砂護岸や人工干潟はやめてほしい。</p> <p>P 2 8 ラムサール条約の登録を促進し、挿入(2008年度まで)してほしい。</p>
23	<p>千葉県三番瀬再生計画(基本計画)に対する私の見解</p> <p>、基本の方針の重要なコンセプト</p> <p>「第1章三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針」で述べているように三番瀬は、戦後の何度かに亘る大規模埋め立てと、その後背地の都市化による負荷を全面的に背負ってきた経過と、それでもなお「現在の三番瀬は、開発前の環境とは大きく異なるものの、かつての東京湾の自然環境の多様性を残している貴重な干潟・浅海域となっております。」(第1節 背景)</p> <p>この点を基本方針の根本として認めるのであるから、「三番瀬再生についての基本方針」の第一に、円卓会議でも再三に亘って確認してきた「三番瀬の再生は、海域をこれ以上狭めないことを原則として、かつての干潟を中心地した三番瀬の環境を出来る限り復活すること」(「三番瀬再生計画案」の160頁<再生の目標>より)の原則をしっかりと生かして、現在「三番瀬再生会議」で検討課題となっている塩浜2丁目を中心にした護岸工事に伴っての地先への砂入れによる人工干潟造成の計画は再検討すべ</p>

きです。

人口干潟の造成自身が、重大な問題点をはらんでいることは言うまでもありませんが、この施策はこれまでに確認されている、塩浜3丁目周辺海岸の泥干潟及びその先、おおよそ500メートル先に存在する「カキ礁」の貴重な生物種については、保全するとの基本方針にそむくこととなります。

その理由は、円卓会議などで再三確認してきたように、三番瀬の潮流・潮周りは、反時計回りですから塩浜2丁目地崎への砂入れは、この砂が不可避免的に潮流によって流され、猫実川河口域や、「カキ礁」に達することは明らかです。

、三番瀬を中心にした東京湾全体を考慮した「真の漁業の発展のために」「第3節再生に当たっての進め方」では、「漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。」とのべています。

しかし、この「豊富な経験的知見」が、真の漁業再生に生かされうるか極めて疑問です。その理由は、三番瀬は勿論、東京湾全体の漁業の現状を含めた分析の上に、三番瀬の漁業のあり方を基本にしながら、科学的で且つ地元の漁業者の「豊富な経験的知見」を生か道を考えるのが本来の姿であるべきだと考えます。その理由は、次の諸点にあります。

(1) 云うまでも無く「三番瀬」の漁業は、その独自の条件と同時に東京湾全体の影響を強く受けていることです。

(2) これまでの開催された、「漁業再生委員会」の検討内容や検討課題を見てみると、「三番瀬漁業」の課題が、専ら現在のアサリ、ノリ漁業をどうするかという視点のみから対処方針が検討されているのが現実です。従ってその対策は、緊急的な対処策が中心にならざるを得ず、解決策として、「覆砂」の実施が中心になってしまうのです。この2、3年の予想も出来なかったアサリの豊漁の理由も明確でない状況や、恐らく極めて微妙な天候を含めた環境条件の変化等が原因ではないかとの意見が聞かれる中でのことです。

もちろん、アオサの除去、青潮（貧酸素水塊）の解消、流入河川対策など漁業条件改善に役立ち環境に悪影響を及ぼさない範囲での当面の対策は必要です。

こうした「三番瀬の再生の基本方針」との不整合ないしは、齟齬が生じるのは、「円卓会議」に欠席し、「再生検討会議」にも参加を拒否している、漁業組合の代表者の要求を中心に据えた「漁業再生委員会」を「三番瀬再生会議」と並立する形で立ち上げ、「再生会議」とは無関係に「当面の対策」を中心に会議が開催されている所に重要な問題があるのです。こうした矛盾は、やがて明確な対立点として浮上するのは、残念ながら時間の問題だと思いま

す。

「第2節 再生の目標」の諸課題と「漁場の生産力の回復」とが整合性の取れたものとして位置づけられるためには、この矛盾を解決することが不可欠です。

、三番瀬の真の保全・再生とラムサール条約登録

この「基本計画」では、「ラムサール条約への登録」は「第10節再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」の項で明らかのように、「三番瀬の再生・保全」とラムサール登録促進が平行して進めることになっています。

堂本知事の度重なる「第二湾岸道路建設」促進の発言や、湾岸道路建設を含めた関係市の三番瀬を中心にした「まちづくり計画」などから考えて、「三番瀬のラムサール条約への登録」は、これ等の開発計画が完了して、これ等開発計画に何らの支障が無くなったら取り組もうとの方針が明確になってきました。

しかし、真剣に、三番瀬の再生・保全を考えるなら問題の立て方・順序が全く逆さまです。堂本知事は、三番瀬の環境に影響を与えない「第二湾岸道路建設」に関し、円卓会議の委員はもちろん、環境NGOの再三に亘る具体的回答の要請にも拘らず、全く回答しないまま最近、東京都知事などと共に、国交省に建設促進の要望書を提出しているのです。

こうした進め方は、これまで述べてきた矛盾を含みながらも、三番瀬の再生・保全に対するこの「基本方針」の全体計画を単に、「絵に描いた餅」に終わらせるばかりでなく、これまでの円卓会議を含めたすべての努力を水泡に帰す恐れさえあります。

再生委員会では、こうした矛盾の解決を図ると共に、ラムサール条約への登録を最優先にすることによってこれら「三番瀬」へのこれ以上の負荷をかける可能性への「退路」を絶つ選択をすべきです。そのことが、三番瀬の真の再生・保全の道を切り開く可能性を生むのです。

例えば、漁業問題の真の解決は、ラムサール条約の「賢明な利用」の精神を十分に生かすことによって可能であるし、むしろ「ラムサール条約」は、そのことを求めているのです。

最後に、私が考えるあるべき「三番瀬の再生・保全」策の基本方針を提案します。何らかの参考になれば幸いです。もちろん私の方策は、上に述べてきた点を総合的に述べたものです。同時に、これは「再生委員会の基本方針」を十分生かしながら策定することが、前提であることを明確にしておきます。

(1)「三番瀬」は、首都東京を含む神奈川、千葉県にまたがる閉鎖性海域東京湾に本当に僅かに残された盤洲干潟と共に生物種が豊かな干潟・浅海域であり、戦後の

日本の経済復興を支えた一大拠点「京葉・京浜大工業地帯」の構成部分であり、こうした本当に大きな「海への負荷」にも拘らず、健気にも強かに生き残った自然環境であることです。

こうした背景を考慮すると共に、21世紀は環境の世紀です。地球温暖化問題の背景は、20世紀を中心にした先進工業国の大規模開発が主要な原因であり、人類はその反省と具体的対策が求められているのです。

従って、「Japan as Number One」に記述を借りるまでもなく、世界第二の経済大国・日本の首都・東京にある、「三番瀬の自然環境」を再生・保全を大胆にして、積極的に取り組む政策は、「かつての公害天国」日本の汚名を払拭する上で大きな役割を果たし得るし、三番瀬の「ラムサール条約への登録」と共に、日本の環境政策の象徴となるように全体で頑張ることを可能にします。また、NGOを含めて「三番瀬」に関わる人々が元気が出るような、海岸線の思い切ったセット・バックと負荷がかかっている海への「優しい」自然回復力を育む諸対策が必要です。こうした方策は、現在検討中の「三番瀬再生会議」の案を見直し、良い点を拡充強化することで可能です。そしてこうした諸方策は、漁業再生にも必ずや役立つものとなり得ます。その結果は、三番瀬を世界的な環境再生・保全の象徴として広く多くの人々に認められることとなります。こうした方策をぜひ考えて欲しいと思います。

24 県としてこのように明文化されるまで大変なご苦労があったことと思います。一読して気づいた点について何点か意見させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。今はコアマモの花の時期です。

残暑がまだ厳しいですが、皆様どうぞお体に無理のないよう保全再生にお努めください。

■全体について

円卓会議での議論を集約する形で、簡潔にまとまっており、ご苦労様です。

また、円卓会議で十分範囲に含むことのできなかつた習志野市も含む形となり体制としてはより理想的になったと思います。

一般県民に読んでもらえる分量と素敵な写真ですので、図書館等だけでなく公民館や駅前などさまざまな場所で見られるようご配慮いただければ幸いです。

以下の個別の、意見については基本計画のページ数（基計）また該当箇所がある場合は円卓会議による再生計画案のページ数(三円)を冒頭に記載してあります。

■基計 P27 三円 P139

広域的なネットワークの確立に関する項目が十分記載されていないと感じました。すでに

自然環境について述べられてますが、維持管理においても広域の人的ネットワークが重要である点を強調する単語を追加することを提案します。

修正例：

「そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、【広域のかつ】様々な主体による友好的な協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。」

■基計 P27

「幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。」

-> 「幅広い世代の参加【を】より進めていくことが重要です。」

誤植ではないでしょうか。

■基計 P29 図

「ラムサール条約湿地」 -> 「ラムサール条約【登録】湿地」

としたほうが語感がよい様に思います。(正式な呼称があるのでしょうか)

■基計 P29 三円 P151

三番瀬円卓会議では次世代である子どもたちにわかりやすい広報、および近年増加する外国人に対してや成田空港を抱える観光立県千葉として国際的にアピールする必要性が議論され原案に修正が加えられた経緯があります。

本案では地域住民と県民に関してのみ述べられており、この2点に関する記述がありませんので追加の必要性を感じます。

また、三番瀬円卓会議の重要な成果である情報公開と情報収集についても

推進体制に記載されていますが、改めて広報としても今後続けていくことを述べるべきと考えます。

修正例：

「三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、三番瀬の再生への県民や地域住民の関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。【また、次世代を担う子どもたちや外国の方に対しても分かりやすい広報が望まれています。】

「そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、【情報の公開と】わかりやすい情報【提供】や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。」以上。

25	<p>三番瀬再生計画（基本計画）（案）に対する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．ラムサール条約に1日も早く登録してください。 2．市川市が策定した「塩浜地区まちづくり基本計画」は重大な環境改変計画を含んでおり、三番瀬再生計画に取り入れないでください。 <p>同基本計画は、塩浜地区の猫実川河口域の泥質干潟を干潟再生の名のもとに干出面積の増大などを企図するものとして土砂投入をすることによって、三番瀬のなかでも特異な生態系をもつ同地域の環境改変を目指すもので、ラムサール条約の精神とは相容れません。</p> <p>猫実川河口沖にはカキ礁が存在しています。カキ礁は全国でも余り見ることのできない泥質干潟の特異な環境であり、保全していかなければならない多様性に富む生態系です。千葉県レッドデータに記載されているウネナシトマヤガイも多数生息しています。</p> <p>行徳・新浜と塩浜を直結する水路を開削して塩浜地区に淡水を供給するとか、塩浜駅から塩浜護岸までを湿地に戻すとか、そうした陸域での再生事業に1日も早く着手してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3．将来的には上流域をも含めた湿地・干潟再生のプランを作成してください。干潟の再生には上流域の自然のあり方も再検討しなければ実現が困難です。 以上
26	<p>「三番瀬再生計画（基本計画）」に関するパブリックコメントとして下記意見をお送りします。よろしくお取り上げ下さい。</p> <p>〔1〕市民調査によってもたらされた泥質域（特に猫実川河口域）におけるカキ礁の形成とその多様な効果（生物の生息場、生物群集、水質浄化、波消し、その他）に関する知見は、円卓会議の「再生計画案」策定時には認識の対象となっていなかったものです。</p> <p>そのことは、いくつかの教訓を私たちに与えてくれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「自然」には、未知の力と宝が存在すること 2 三番瀬の生命生産力と自己修復力は、これだけの破壊のあとにもかかわらず、なおきわめて高いこと 3 泥質域のもつ生産性が高いこと 4 現在、漁業資源となっていない生物もまた貴重な資源であること 5 市川市道免遺跡（約6000年前縄文前期にあたる）のカキ礁出土が示すように、カキ礁もまた東京湾の重要な原風景たりうること 6 砂泥供給の衰弱している谷津干潟では砂質化が進行し、これにともない生物量の減少がいちじるしい。これを見るとき、将来の三番瀬においても泥質のストックが必要であること 7 再生計画においては、自然の摂理の尊重をまず第一に置くとともに新しい知見を絶えず汲みとり、計画を成長させて行くべきこと

以上の視点は、今後の再生計画および再生事業全般に、ぜひ尊重し反映
させていただきたいことです。

これに対応する具体的表現として別記(1)～(3)の加筆を提案し
ます。

(2) 江戸川左岸流域下水道第2処理場(市川市福栄)からの下水処理水
放流先は、旧江戸川に変更されているが、なお大雨時には猫実川を通じ
て三番瀬に大量に放水されています。下水の塩素処理水はノリのバリカン症の原因物質
となっていることは既知の事実ですが、他の生物にも被害を与え、漁業生産への打撃を
生じていると予想されます。

《加筆提案》 下線部分

(1) P 9 第1章第3節 再生に当たっての進め方

(本文1行目) 三番瀬の再生に当たっては、自然の摂理と自己修復力
に最大の敬意と尊重を払い、人間は……

(2) P 13 第2章第1節 干潟・浅海域

(本文5行目の後に) 自然環境の単調化が進みましたが、なお海域に
応じて底質等の環境の多様性と生物の多様性が保たれ、浦安市日の出海岸の砂嘴と潮
溜り、猫実川河口域のカキ礁など、あらたなよい環境も生まれています。

(3) P 15 第2節 生態系・鳥類

(本文9行目の後に) 多くの生物が生息しています。三番瀬はそれぞれの生物の生活史
に応じて必要な生息場所と餌をそなえているのです。

(4) P 19 第4節 水・底質環境

(本文最後に) また、下水処理水の生物及び漁業に対する影響を検討し、その軽減・
解消を図ります。 以上